

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例（令和5年12月19日京都市条例第31号）（消防局予防部指導課）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、次のとおり京都市消防関係手数料条例の一部を改正することとしました。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく完成検査に係る手数料について、低廉な額を適用する施設に高圧ガス保安法に基づき認定高度保安実施者が完成検査を行った施設を追加することとします。

この条例は、令和5年12月21日から施行することとしました。

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月19日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 31 号

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第4(10)の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

(消防局予防部指導課)